

委員会提出議案第4号

議案第76号「平成28年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）」に対する
附帯決議

近年、国政選挙・地方選挙を通じた選挙における投票率の低下が社会的課題となっている状況を踏まえ、国においては、選挙権年齢の引下げや期日前投票の環境改善に取り組むとともに、被選挙権年齢の引下げ等についても検討を始めている。

本市においても、今夏の参議院議員通常選挙の執行に際し、選挙人の利便性及び投票率の向上を図るため、市内に所在する民間商業施設に臨時期日前投票所を開設する予定である。市民の投票機会を拡大させる取組については、今後も鋭意推進すべきであるが、その際、当該投票所の開設及び投票事務の執行に当たり、候補者間の選挙運動の公平を図り、政治的に中立で公正な投票の場を確保することは、本市選挙管理委員会の重大な責務と言える。

よって、本市選挙管理委員会においては、今般、臨時期日前投票所として指定された民間商業施設及び同敷地内における選挙運動の禁止を徹底するとともに、当該民間商業施設に対して厳正な対応を図るよう求めること、さらに、当該投票所の管理運営状況を同委員会により逐次確認していくことを強く求める。

以上、決議する。

平成28年6月3日提出

さいたま市議会予算委員会
委員長 中山 欽 哉